

岩見沢市農業委員会第1回総会議事録

1. 日 時 令和5年1月30日 月曜日 午後2時53分から
午後4時12分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員

委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
委 員	戸 田 憲一郎	(議席 16 番)
委 員	長 森 陸	(議席 17 番)
委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
委 員	井 川 和 也	(議席 25 番)
委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
委 員	志賀野 敏	(議席 27 番)
委 員	中 林 強	(議席 28 番)
委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

委員	吉成	朗	(議席33番)
委員	森	一男	(議席34番)
委員	佐々木	利夫	(議席35番)
委員	山谷	康雄	(議席36番)

4. 欠席委員	委員	伊藤	俊春	(議席19番)
	委員	柿崎	壽恵子	(議席23番)

5. 事務局出席	事務局長	土井	盛慈
	事務局主幹	内山	充人
	農地係長	森田	佳章
	振興係主任	船戸	崇之
	農業振興センター担当主査	山田	勝彦

佐々木代理
議 長

只今より、令和5年岩見沢市農業委員会第1回総会を、開催いたします。
新年の第1回目の総会ですので、ここで「岩見沢市農業委員会憲章」の朗読をいたします。委員全員によるご唱和をお願いいたします。ご起立をお願いいたします。(憲章唱和～表紙のとおり) ご着席下さい。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号1番杉村委員、2番黒田委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。
(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

1月19日、JAいわみざわ地域農業再生協議会臨時総会及び委員・幹事会・ワーキング委員合同会議があり、主に畑地化関係の件について協議を行いました。

同日、国の畑地化支援に係る農業委員会としての打ち合わせを行いました。私、代理、中林農地委員長、西谷内農地副委員長が出席しております。

1月27日、富良野市農業委員会から会長以下11名の農業委員さんが岩見沢市へ視察に来られました。来年が改選ということで女性委員の登用について教えて欲しいとのことでした。岩見沢市からは女性委員含め7名で対応したところです。

以上で動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

内山主幹。

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上段の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借63番外10件の賃借権の設定です。

次に、同ページ中段の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権104番外3件の所有権移転の設定です。

次に、同ページ下段の表から6ページ別紙3の表に記載の使用貸借関係は一般分で、使用貸借4番外2件の使用貸借による権利の設定です。

以上につきまして、告示第220号で令和4年12月27日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、振興係主任。

船戸主任。

総会議案7ページ、報告第3号 現況証明書の交付について、ご説明いたします。
今回の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案8ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は昭和50年10月1日、木造2階建て居宅及び、軽量鉄骨造車庫が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。なお、XXXXXXXXXXにつきましては、昭和50年3月17日、農地法第5条転用許可済みであることを確認しております。

内山主幹
議 長
内山主幹

議 長

船戸主任
議 長
船戸主任

議長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に審議に入ります。

日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査
議長
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、総会議案10ページ、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案11ページ、整理番号1番から整理番号2番については、他の農業者に売却することから解約するもので、1月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案12ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は3件で、内訳につきましては、所有権移転の設定が1件、賃借権の設定が2件でございます。

総会議案13ページ、整理番号1番に記載の譲渡人は、高齢となり耕作困難なことから、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、
です。なお、申請地は1月10日に高田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番から整理番号3番は関連がありますので、一括してご説明いたします。貸主は、いずれも所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。整理番号2番の価格は、

です。整理番号3番の価格は、
です。なお、申請地は1月10日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案14ページ、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は1件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案15ページ、整理番号1番、に記載の申請人は、現在居住している住宅が二世帯居住には手狭なため申請地を転用し、新たに農家住宅を建築し、駐車場、堆雪場、農機具置場、通路の造成を行うものです。申請地は、概ね10ha以上規模の一団の農地区域内にある第1種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。本申請地は、1月16日に周辺農地の利用状況等を含め、馬場委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを
上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の
規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっ
せん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進
法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常
任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

黒田委員長

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案18ページから20ページ、賃貸借74番から76番は、公益財団法人北海道
農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
黒田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第2地区の説明をお願いいたします。馬場常任委員長。

馬場委員長

第2地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案21ページ、所有権108番の譲渡人は、離れ地で耕作が不便な農地を譲り渡
すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図
るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
馬場常任委員長は自席にお戻りください。

次に第3地区ですが、ここで、XXXXXXXXXXの議事参与を制限します。それでは、総会議
案22ページ、賃貸借77番について説明をお願いいたします。中林常任委員長。

中林委員長

第3地区常任委員会より、賃貸借77番についてのみ、先にご説明いたします。

議案22ページ、賃貸借77番の貸主は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農
地を貸し付けるもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図
るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
ここで、 の議事参与の制限を解除します。
それでは、第3地区の残りの案件について説明をお願いいたします。中林常任委員長。

中林委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
議案23ページ、所有権109番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
中林常任委員長は自席にお戻りください。
次に第4地区の説明をお願いいたします。西谷内常任委員長。

西谷内委員長 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案24ページから25ページ、賃貸借78番から79番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
西谷内常任委員長は自席にお戻りください。
次に第5地区の説明をお願いいたします。志賀野常任委員長。

志賀野委員長 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案26ページから27ページ、賃貸借80番から81番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
次に、議案28ページ、賃貸借82番の貸主は、農地を貸し付け、規模縮小により経営の安定を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
次に、議案29ページ、所有権110番は、農地保有合理化事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
次に、議案30ページ、所有権111番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
志賀野常任委員長は自席にお戻りください。
次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

干場委員長 第6地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案31ページ、賃貸借83番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。
次に、議案32ページ、所有権112番は、農地保有合理化事業により所有農地を

処分するもので、先月の総会において北海道農業公社への農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

次に、議案33ページ、所有権113番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。干場常任委員長は自席にお戻りください。

日程10、議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹 議長、事務局主幹。

議長 内山主幹。

内山主幹 議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案35ページから37ページ、整理番号1番から9番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社へ農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月2月の総会ですが、2月27日(月)午後3時00分から、市役所2階会議室2-1、2-2、2-3で開催いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

